

浜松大平台高等学校いじめ防止等のための基本的な方針

平成30年 4 月

静岡県立浜松大平台高等学校（定時制）

静岡県立浜松大平台高等学校のいじめ「さ・し・す・せ・そ対応」 マニフェスト宣言

浜松大平台高等学校定時制教職員一同は、学校経営目標の第1に「安全・安心で心地よい教育環境の確保」をあげ取り組んでいます。「いじめ」は決して、自然に鎮静化するものではありません。そのため、生徒が学校で安全、安心に過ごし、心地良い学習環境を享受できるよう、「いじめ」に対しては

- さ 最悪の事態を想定し
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意を持って
- そ 組織として対応する

という「さ・し・す・せ・そ対応」を、マニフェストとして宣言します。マニフェストを実行する上で、全教職員の共通理解として以下の対応を実践します。

- 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。
- 日ごろから観察に努め、小さな危機を見逃しません。
- 定期的にいじめアンケートを実施し、安心・安全な学校生活の維持と改善に活用します。
- 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」という決意とメッセージを込めて対応します。
- 「相談できる先生・相談したい先生」と、申し出のあった先生が面談します。
- 事情を聴く時には、慎重にそして素早く具体的に聴取します。
- チーム・組織として、正確な情報を収集し、教職員組織一丸となって毅然と対応します。
- 被害者の「安全・人権・心の安定」を最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方

第2 いじめ防止等のための組織（いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会）の設置

- 1 構成員
- 2 役割
- 3 活動

第3 いじめの未然防止等のための対策

- 1 安心・安全な学校づくり
- 2 分かる授業づくり
- 3 年間計画

第4 いじめの早期発見

- 1 いじめ「さ・し・す・せ・そ」対応マニュアル
- 2 いじめの「アンケート調査」

第5 学校のいじめに対する措置

- 1 いじめの早期発見・早期対応
- 2 関係機関との連携

第6 重大事態への対処

- 1 重大事態のケース
- 2 重大事態の調査
- 3 情報の提供
- 4 学校の対処
- 5 報道への対応
- 6 保護者への対応

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあります。

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるような手立てをすすめるなければならないと考えます。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

一つ一つの行為が、いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。さらに、

「いじめた・いじめられた」という二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったりする問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

第2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめ防止等の中核となる常設の組織＝いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会を置きます。本校のいじめ対応マニフェスト宣言より、いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会と命名します。これは、学校が組織的にいじめの問題に取り組む中核となる組織です。

1 構成員

いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会の構成員は、校長・副校長・教頭・生徒課長・年次主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校医とします。ただし、必要に応じて、学級担任や関係の深い教職員を追加したり、心理・福祉の専門家、医師、弁護士、警察官経験者など外部専門家に協力を求めることもあります。

2 役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組み、この「基本的な方針」で定めた対策を実行し、取組の評価を中核となって担います。

3 活動

- (1) いじめ未然防止のための具体的対策を検討・実行します。
- (2) いじめが発生した場合の直接的な対応を検討・実行します。
- (3) 教職員の資質能力向上のための校内研修を企画・実行します。
- (4) いじめの未然防止のための年間計画の取組を企画・実行します。
- (5) 重大事態には、学校の中心的組織として率先してその役割を担います。
- (6) 各取組の効果を毎年度末に検証します。

- (7) この「基本的な方針」を毎年度末に見直します。
- (8) この「基本的な方針」をHPで公開し、広く家庭・地域の協力を仰ぎます。

第3 いじめの未然防止等のための対策

いじめのない学校づくりのためには、生徒たちが家庭や様々な集団の中で共感的な触れ合いを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築く過程において、一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、健やかでたくましい心を育むことが大切だと考えます。一人一人の個性や適性を尊重し、生徒自身が抱えている悩みや課題について真摯に受け止め、人としての在り方・生き方を見つめる機会や場を充実させ、主体的に生きようとする意欲や態度を高めていきます。

1 安心・安全な学校づくり

すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めます。

2 分かる授業づくり

分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫します。テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指します。学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につなげます。

すべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を作ります。教科の観点からだけでなく、生活指導の観点からも授業を参考にし合い、教員相互の助言・指導を得やすくします。また、チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業を受ける正しい姿勢のあり方、発表の仕方や聞き方の指導を、互いに参考にしたりするなど、学校として組織的に授業改善に取り組みます。

また、教員の不適切な認識や発言、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないように注意深く配慮します。

3 年間計画（括弧内記載月は、平成30年度実施予定月・学年）

- ・生活状況調査 (4月・全学年)
- ・授業アンケート (7月、2月・全学年)
- ・生徒、保護者アンケート (11月・全学年)
- ・いじめアンケート (5月、10月・全学年)
- ・友人関係 集団づくり、居場所づくり・絆づくり (LHR・1年次)
- ・社会体験 地域清掃ボランティア (3月 全学年)
- ・交流体験 保育体験 (7月、10月・2年次)
- ・面接期間 (5月、10月・全学年)
- ・健康教育講座 (11月・1年次)
- ・携帯・スマホ・ネット安全教室 (3月・全学年)
- ・生活体験発表会 (6月・全学年)

- ・職員研修「生徒理解 生徒・教務・進路・教育相談」（4月）
- ・職員研修「生徒理解 多様な生徒」（5月・10月）
- ・職員研修「生徒理解 公開授業・授業改善」（6月・11月）
- ・職員研修「生徒理解 本校の現状と特別支援教育について」（9月）

第4 いじめの早期発見

1 いじめ「さ・し・す・せ・そ」対応マニュアル

浜松大平台高校では、教職員一同、学校経営目標の第1に「安全、安心で心地のよい教育環境の確保」を挙げ取り組んでいます。いじめは決して自然に沈静化するものではないと考え、その上で生徒が安全、安心を感じ心地良さを感じ取れるよう、いじめには、「さ」最悪の事態を想定し、「し」慎重に、「す」素早く、「せ」誠意をもって、「そ」組織として対応するという「さ・し・す・せ・そ対応」をマニフェストとして宣言しました。このマニフェストを実行する上で必要な教職員の共通理解は以下のとおりです。

(1) 発見におけるマニフェスト

- ア 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。
- イ 日頃から観察に努め、小さな危機を見逃しません。
- ウ 定期的にいじめアンケートを実施し、生徒の学校生活の維持と改善に活用します。
- エ 訴えには誠意をもって、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る。」という決意とメッセージを込めて対応します。
- オ チーム・組織として対応します。

○このマニフェスト実行のために以下の点に特に留意します。

- ア いじめは決して自然治癒しないと肝に銘じ、対処する。
- イ 小さな危機を見逃さない。
- ウ 訴えや申し出があったその日に行動する。
- エ 生徒・保護者が教職員との間に温度差を感じるような対応はしない。
- オ 緊急の対応が必要な場合、全員との面談を躊躇しない。

(2) 対応におけるマニフェスト

- ア 担任・年次主任・養護教諭等、生徒が「相談できる先生・相談したい先生」と申し出のあった先生が面談します。
- イ 被害者・加害者及び関係者から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとがあったのか、その時どんなふうにしたのかシート等を活用し、慎重にそして素早く具体的に聴取します。
- ウ チーム組織として、関係者の正確な情報を収集して、見立て、教職員組織一丸となって毅然と対応します。
- エ 被害者の「安全・人権・心の安定」が最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。

○このマニフェスト実行のために以下の点に特に留意します。

ア 被害者には丁寧にじっくりと話を聴く。

イ 報告・連絡・相談を密に実施する。

ウ 加害者には、まずいじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮し聴取する。

エ うそ、言い訳、ごまかしを見逃さない。

オ 5W1Hを意識し事実の正確な全体像を把握して、指導・支援を行う。

2 いじめの「アンケート調査」

(1) 実施目的

本校で行う「いじめアンケート」は、教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握することを主目的とします。集計される数字を真摯に受けとめ、日々、生徒の問題と向き合う当事者として、学校をよりよく改善していくために実施します。

「いじめアンケート」は、いじめが起きにくい学校や学年の雰囲気づくりと相談支援体制をつくるための重要な手段と考え実施します。

(2) 実施方法

ア 「記名アンケート」とします。

(ア) いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握する調査とします。

(イ) 記名部分をアンケート用紙の中央部に設定し、記述への安心感（周りの生徒から見えない）を保證します。

イ ふざけたりしないで正直に答えるように伝えます。

ウ 記載内容が他の生徒にわからないように配慮して回収します。

エ 定期的に実施します。実施時期は、いじめの顕在化する時期の長期休業あけの5月、10月とします。

オ アンケートは国立教育政策研究所の生徒指導リーフで推奨されているものをモデルとしました。

(3) その他

状況によっては外部有識者の意見聴取を依頼することもあります。

第5 学校のいじめに対する措置

1 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見のためには、学校・家庭・地域が連携・協力して、生徒を見守り続けていきます。いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ています。

深刻な事態にさせないためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添い、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていきます。

(2) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりする時は、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、学校設置者（県教委）に報告します。

(3) いじめが確認された場合、「さ・し・す・せ・そ委員会」が中心となり、いじめを止めさせ、再発防止のための措置を講じます。いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。

(4) 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の配慮を速やかに行います。

2 関係機関との連携

日頃から、警察や相談機関と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会には、スクール・カウンセラーや学校医も参加し、さらに必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

第6 重大事態への対処

1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪いとられた場合 等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態の調査

重大事態が発生した場合には、ただちに学校設置者（県教委）に報告し、その判断のもと、速やかに学校設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。なお、生徒の心理的・身体的状況等により、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

3 情報の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供します。

4 学校の対処

- (1) いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを教職員の共通認識・共通理解とします。
- (2) 学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取組をします。
- (3) 重大事態に関しては、管理職が正確な情報を迅速・確実に集約します。
- (4) 重大事態の調査組織は、学校のいじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会を中心に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保します。
- (5) 躊躇せず関係機関へ支援を求めます（「CRT派遣要請」等を念頭に置きます）。
- (6) 生徒、保護者へ、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止します。

5 報道への対応

情報発信・報道への対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行います。初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であることや、WHOによる自殺報道への提言を参考に配慮が必要なことを伝えます。

- (1) 情報の公開については、個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応します。また、公開できる情報はきちんと伝えますが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求めます。
- (2) 報道は、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる機会です。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意を持って対応します。また、報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供します。
- (3) 窓口の一本化
取材要請があった場合、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図ります。

(4) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼します。

(5) 記者会見の設定

取材要請が多いことが予想される場合は、記者会見を開き対応します。その際、会見場所、時間等については、教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努めます。

(6) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に伝えます。誤解につながるようなあいまいな回答はしません。

6 保護者への対応（保護者会）

(1) 趣旨の説明

生徒を守り、よりよい方向に導くという目的のため、保護者と学校が共に対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ります。

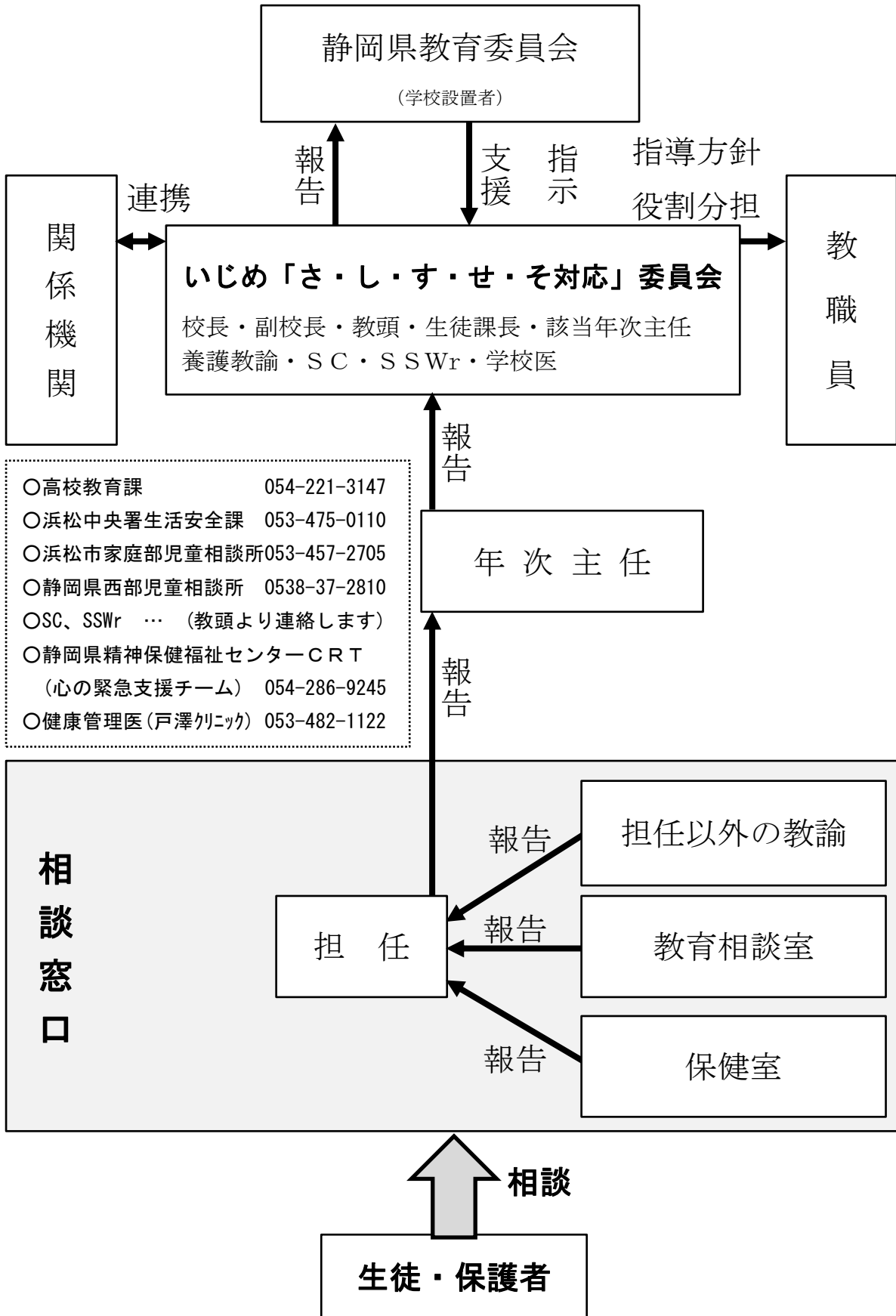
(2) 情報の提供

全ての生徒や保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝えることに徹します。

(3) 対応策の提示

保護者の信頼が得られるように、今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝えます。解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告します。

<いじめに対応する組織図>

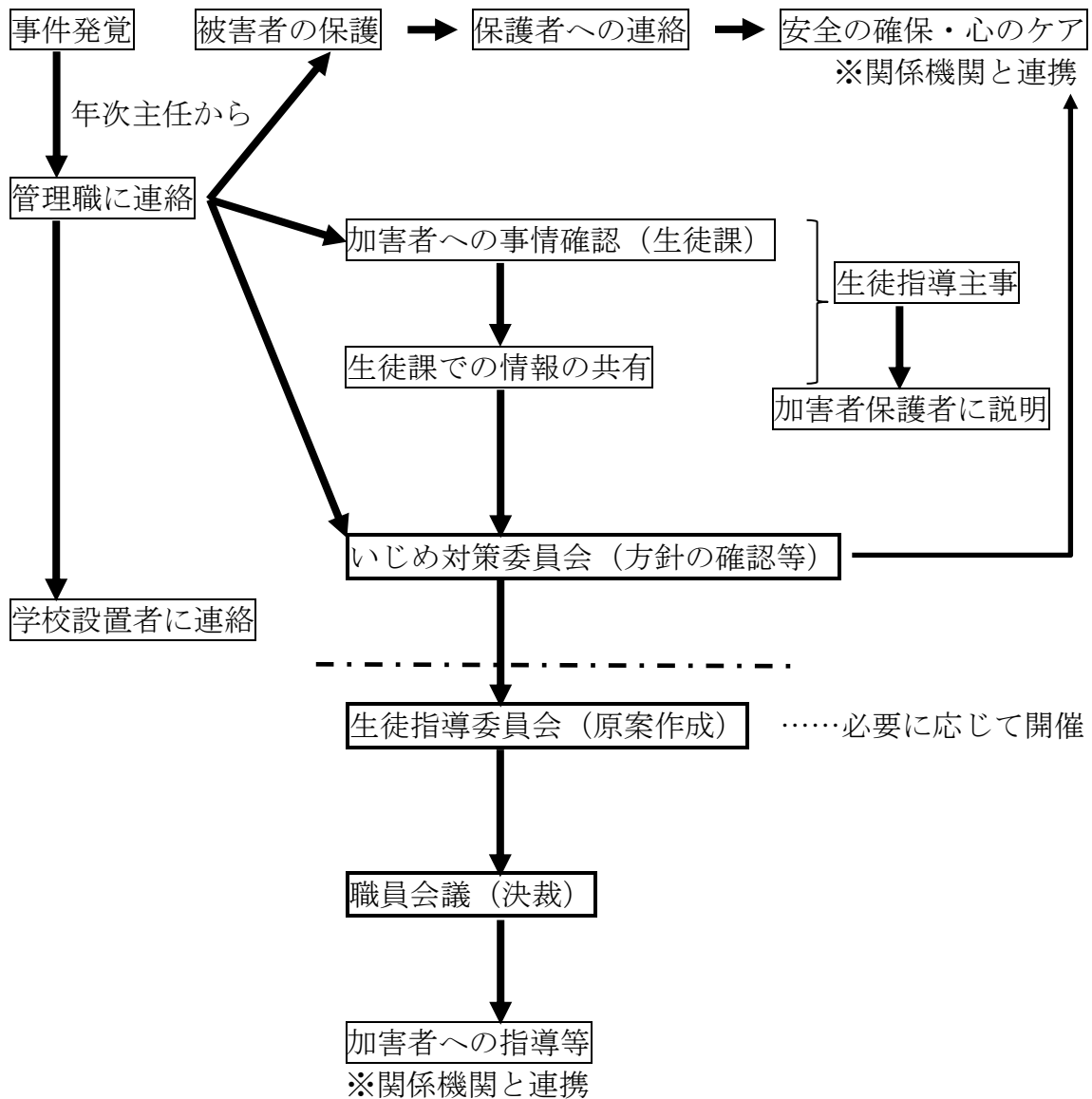


「いじめ」が発覚した場合の具体的対応について

1 基本方針

- (1) 被害者の安全の確保
- (2) 迅速な対応

2 指導等の具体的な流れ



3 「いじめ」と考えられる事実を発見した場合

- (1) 速やかに管理職に報告する。
- (2) 真面目な生徒ほど悩む傾向がある。

※平成25年6月28日に成立した「いじめ防止対策推進法」により、学校は学校設置者と連携し、対応しなくてはならないことが明記され、「いじめ」に対する学校の責任が明確になった。